

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 J R R - 3 原子炉
施設に係る行政相談

2. 日時：令和3年7月12日（月）16時15分～16時25分

3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※：本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁

原子力規制部

研究炉等審査部門

藤森安全管理調査官、木村管理官補佐、加藤安全審査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

研究炉加速器技術部 担当者 他2名

安全・核セキュリティ推進室 マネージャー 他2名

5. 議事要旨

（1） 原子力規制庁から、5月31日の行政相談（既認可の設備（ベリリウム反射体、燃料要素及び中性子吸収体）と同一仕様のを製作する際の設工認申請要否）について、6月4日の行政相談を踏まえ、以下の内容を伝えた。

- 相談の対象は、既認可のものと同じ仕様での製作であり、試験炉規則第2条の2第1項に定める工事（試験炉規則第3条第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事）に該当し、炉規法第27条第1項に規定する設計及び工事の計画の認可を要する工事には当たらないことから、設工認申請は不要である。
- 今般の件に関しては、使用前事業者検査を実施すること、品質マネジメントシステムに基づいて記録を残すこと等、必要な対応を確実にすること。
- 今後、類似案件が生じた場合であって、工事等を実施する場合は、その旨を随時情報共有してほしい。

（2） 原子力機構から、承知した旨の回答があった。

6. 配付資料

なし